

国際刑事立法対策

2012.1.1
No.16

ニュース

編集責任：国際刑事立法対策委員会

第4回国連腐敗防止条約会議(モロッコ)

レポート

the United Nations Convention against Corruption

国際刑事立法対策委員会委員 近藤 広明(第一東京弁護士会)

2011年10月24日から28日まで、モロッコのマラケシュにおいて、第4回国連腐敗防止条約締結国会議が開催され、当職が日弁連代表のオブザーバーとして参加した。日弁連が国連犯罪防止刑事司法部(UNODC)の招待を受けてのもので、日弁連としては二度目の参加である(前回は催信義委員会が参加)。

「国連腐敗防止条約」とは、公務員の汚職(贈賄)に対し国際的に対処するための国連条約であり、外国公務員に対する贈賄行為を違法として処罰するとともに、罰金・没収等により汚職による不正収益の剥奪をする、というものである。

同条約の成立の発端は1976年の米ロッキード事件であり、米国で商業目的の海外贈賄行為を禁ずる「海外腐敗行為防止法(FCPA)」の制定である。その後OECD理事会で、米国の「FCPAを国際標準に」という主張が受容され、まず、1997年「OECD条約」(国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約)が成立、日本を含む33か国が調印、1999年2月に発効した。同条約の主な内容は、「①外国公務員に対する贈賄を処罰、②国内における贈賄行為を対象、③個人・法人を別個に処罰、④犯罪者引き渡し、⑤没収、マネーロンダリング対策、⑥条約締結国の執行状況の監視」である。

日本におけるOECD条約の国内実施措置(国内法化)は、①日本刑法では個人処罰を原則としており法人処罰は例外であること、②刑法の賄賂罪の保護法益との整合性などから、1998年に不正競争防止法11条改正(外国公務員贈賄罪)として対応した。しかし、OECDの「フェーズ審査」において問題点が指摘されるたびに同法が度々改正され、①管轄に属人主義規定を加え(2004年)、②個人の法定刑を「5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金」に強化し(2005年)、③法人の公訴時効を5年と延長し、④税法上、「賄賂を損金算入しない措置」を導入(2007年)した。

他方、2005年に国連で更に腐敗防止条約が発効、日本を含め140か国で署名したが、日本の国会での批准はされていない。国内担保法等が継続審議中のためである。

る。民主主義を危うくする腐敗の防止には国際協力が必要であり、そのための諸措置として、①ODA事業の公正透明化、賄賂等不正収益のマネーロンダリング対策、②自国及び外国公務員等の贈賄行為の犯罪化、③犯罪収益の没収や追跡、凍結、押収のための必要な措置、④司法妨害罪・証人保護プログラム、⑤締結国間での相互協力、⑥犯人が訴追できない場合も有罪判決なしに犯罪収益の没収ができる仕組み作り、⑦腐敗に関する情報収集、交換、技術援助、などが定められている。

日本大手企業の摘発例は、脱税、外為法違反からの発覚、他国での賄賂罪処罰を含めれば、三井物産(2001年中国モンゴル)、九電工(2007年フィリピン)、山田洋行(2007年米国)、PIC(2008年ベトナム)、プリチストン(2008年中南米等)、西松建設(2008年タイ)、日揮(2010年ナイジェリア)等少なくない。

今回の第4回国連会議は全体会議と分科会が平行審理、全体会では各国の国内法状況(これまでの取組みと今後の提言)について1国7分の持ち時間で連日発表された。これ以外では「アセトリカバリー(不正収益の回復)」「問題の討議があった。しかし国際ネットワークの確立の困難性や銀行の守秘義務があること、「不正収益」の認定が裁判前に行われ受益者に「举证責任の転換があることの問題があり、日本に取り込むのは容易でない。むしろ日本企業の直面する問題は、英米贈賄法による日本企業への「域外適用」である。裁判管轄の衝突問題に加え、通商戦術の手段とされているふしもあり、注意が必要である。



マネーロンダリング規制と弁護士業務

海外情勢

国際刑事立法対策委員会事務局長 片山 達 (第二東京弁護士会)

イギリスで弁護士が懲役6月の有罪判決

― 弁護士がマネーロンダリングに巻き込まれるリスク

イギリスでは、弁護士には疑わしい取引の通報義務が課されている。その義務を怠ったため、弁護士が懲役6月の有罪判決を受けた事例がある。2011年11月2日、ドバイで開催された国際法曹協会(IBA)のセッションにおいて、この事例を取り上げ、弁護士がどのように行動すべきだったのか、討論した。我々の業務がマネーロンダリングに晒されるリスクを知る上で、参考になる。

当該弁護士の依頼者は不動産仲介業者だった。弁護士は継続的に当該依頼者のために不動産売買の法律事務を取り扱っていた。依頼者は、ある不動産所有者から仲介の委託を受け、売却取引を成立させようとした。価格は相場よりも安かった。弁護士が売主の名前を尋ねると、麻薬取引の疑いで訴追された地元の新聞で報道された。

第1に、不動産仲介業者は、犯

罪による収益の移転防止に関する法律の特定事業者(同法8条2条2項39号)、日本でも疑わしい取引の通報義務がある(同法8条)。

第2に、没収を避けるため資産を処分する行為は、イギリスでは司法妨害罪を構成する余地があるとのことである。日本に司法妨害罪に対応する構成要件は存在しないが、事情次第では弁護士も犯罪収益隠匿罪などの刑事罰に抵触する可能性がある。

第3に、日弁連、依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程「4条は、弁護士が法律事務の依頼を受けようとするときは、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否か、慎重に検討することを求めている。本人の宣誓書に依拠しただけで「慎重な検討」といえるだろうか。懲戒処分の対象となるリスクも存する。

カナダでは政府を相手として憲法裁判

― 第一審判決で弁護士会が勝訴

カナダでは、疑わしい取引の通報義務を含むマネーロンダリング規制を弁護士に適用する法令が制定された。弁護士会は、この法令が憲法に違反するとして訴えを提起し、2002年、疑わしい取引の通報義務は違憲との仮処分決定が下されている。その結果、弁護士は通報義務から除外されたが、それ以外の義務を法令で課することの適否について、足掛け10年の訴訟が続いている。この間、弁護士会は、日弁連と同様に、弁護士に依頼者の身元確認を義務付けることを事前に合意している。政府が本判決を不服として控訴したため、判決が確定するまでしばらく待たなければならない。

本年9月27日、プリティッシュ・コロンビア州において第一審判決があった。判決は、弁護士会規則を有効とし、法令による規制から弁護士を除外すべきと判断した。弁護士会と政府は、同州の裁判の結果を、カナダに適用することを事前に合意している。政府が本判決を不服として控訴したため、判決が確定するまでしばらく待たなければならない。

1 Regina v. Philip Griffiths, decided 6 September 2006, Citation:[2006] EWCA Crim 2155
2 この実例に基づくケーススタディーは、ビデオになって、公開されている。http://www.teachinglegalethics.org/content/aml-ethics
3 判決文及びこれに関するカナダ弁護士会連合会のニュースリリースは、http://www.fsc.ca/en/federation-news/